

野党SPDと与党内少数者の国防政策

——一九六八年まで——

若松 新

はじめに

一般に国家の安全保障政策については、与野党の間で最低限度の一致が認められることが必要である。特に政府与党と議会における野党（以下「議会野党」と略す）の間で平和的な政権交代が行われるためには、国防政策上のミニマム・コンセンサスは不可欠であろう。少数反対意見の自由が認められ、反対党（野党）が公認される自由主義デモクラシーの下で、国防政策上とだけ反対の自由が存在し、また反対者はいかなる限界を認めた上で反論を加えうるか。少数反対意見の自己抑制的な節度をどの程度、反対者および反対党が自覚しているか。換言すれば、自分が表明する少数反対意見が無謬なものであると誤信することなく、自己の見解の絶対化を排除して、中立的な第三者の眼で自らの反対意見の限界を客観視する度量が備わっているか否かを、本稿は究明したいと思う。そのための一例として一九六八年までの西ドイツを研究対象とする。

(1) 西ドイツ再軍備をめぐる与党内の少数反対意見

a. T・ホイスの兵役義務擁護論

「ボン基本法を制定した議会的審議会 (Parlamentarischer Rat)」の一九四九年一月一八日の主委員会第四三回会議において、一九四九年に初代連邦大統領に就任し二期一〇年を務めたT・ホイス (Theodor Heuss) 議員 (FDP・ヴェルテンベルク・バーデン州選出) は、「一般兵役義務 (allgemeine Wehrpflicht)」は「その性質上、党利党略によって決せられる問題ではない」、この義務は「民主政治制度の正当な嫡出子である」と慎しき⁽¹⁾をもって述べ、「何人もその良心に反して武器をもってする兵役 (Kriegsdienst mit der Waffe) を強制されてはならない」と定める現行基本法四条三項の削除を提議した。これに対してカルロ・シュミット (Carlo Schmid) 議員 (SPD・ヴェルテンベルク・ホーエンツォレルン州選出) は、この条項は「戦時においても他者を殺害することが自らの良心と一致できない者が、『この困難な時にあたって私の祖国にこの(武器をもってする兵役という)方法以外の方法で役務を果したいと思う』と『言いうる法的可能性を創り出す』ものであるが故に必要であると反論した。更にF・エーバーハルト (Fritz Eberhard) 議員 (SPD・ヴェルテンベルク・バーデン州選出) は、従来は『命令は命令だ(から従わねばならない)』という災いに満ちた法則が支配していた。しかし今や命令を自己にとって効力あるものとするか否かは個人の良心の決定に委ねられている。このことを教育する作用をこの条項は含んでいると指摘して現行基本法四条三項の条文の堅持を支持した。⁽²⁾ ホイス議員が右翼や極右思想の持ち主ではなく、例えばボンヘーファー (Dietrich Bon-

Hoefler) 牧師(一九四五年獄死)を支援したように、むしろ反ナチス抵抗にくみしていたことは周知の事実である。⁽⁴⁾ 結局ホイス議員の提案は一五対二で否決されたが、⁽⁵⁾西ドイツ建国時のこのホイス議員の言葉は今日まで意義を失っていない。西ドイツでは一九五六年七月以来、今日の統一ドイツに至るまで一般兵役義務制度が敷かれている。もし彼のこの発言がなかったならば、歴史は違った方向に進む少しかりの可能性を提供したかもしれない。

一九四九年五月二三日に公布されたボン基本法は国防制度そのものには言及していなかった。したがって「憲法は議会が政治的責任を免れることを容認する緊急権の規定を定めてはならない」と主張する、一九四七年六月二九日から七月二日に開催されたSPDニュルンベルク党大会で表明された、後の野党SPDの見解が形式の上では採用されたのである。

b. 朝鮮戦争の勃発とE・ゲルステンマイヤーの危惧

しかし、基本法が制定されてから一年余りを経た一九五〇年六月二五日に朝鮮戦争が勃発して事情は一変することになった。

一九五〇年八月八日に、当時英国の野党保守党党首であり影の内閣の首相であったW・チャーチル(Winston Churchill)は、カルロ・シュミット連邦議会副議長(一九四九―六六年、一九六九―七二年在職)、当時連邦議会外務委員会委員長で後に連邦議会議長(一九五四―六九年在職)となるE・ゲルステンマイヤー(Eugen Gerstenmaier: CDU)らと食事を共にして、自由を守るために再軍備を進めるように決断を促した。この要請に対して与党CDU内鳩派と目されるゲルステンマイヤーは、数日後「ドイツ国民の過半数は再軍備を拒否するものである」という個人

的見解を表明した。なぜなら「ドイツ国民の多数、とりわけ年少者は戦争を心の底から忌み嫌っていた」からである。しかしゲルステンマイヤーは、このような国民感情にもかかわらず自由と正義のために欧州の防衛に携わるすべの者と同じ責務を、西ドイツは果すべく要請されているという事実を否定しなかつたのである。⁽⁷⁾

他方野党SPDは、チャーチルがドイツの欧州統一軍への参加を一九五〇年八月二日に欧州会議(Europarat)で正式に促すにおよんで、「欧州に超国家的国家(supranationaler europäischer Staat)」が創設されるに先んじて欧州統一軍を組織することに異論を唱えた。その理由として、SPD内反共主義者・右派のカルロ・シユミットは以下の四点を挙げている。

- 一、ドイツ軍の設立は「他の」(引用者加筆の場合は「」で示した)西側「同盟国」の軍事経済・財政上の引き締め(緊縮財政)を生ぜしめるが故に、軍事的に効果がないであろう。
- 二、ドイツ部隊の編成はソビエトが軍事的介入を行う口実となりうるであろう。
- 三、ドイツに隣接する諸国の国民にとって、ドイツの再軍備は今だに心理的に受け入れ難いであろう。
- 四、民主的に今だに安定していないドイツ連邦共和国において、国防軍は内政上の危機を惹起するであろう。⁽⁸⁾

c. K・アーテナウアーの再軍備政策に対するG・W・ハイネマンの抵抗

再軍備に対する拒否反応は首班与党CDUや連立与党FDP内にも散見することができた。

既に西ドイツが建国される以前の一九四八年以来少なくとも自国の(再)武装化の可能性を検討してきたと言われている⁽⁹⁾K・アーテナウアー(Konrad Adenauer)連邦首相は、一九五〇年一月一日にラジオ放送を通じて演説を

行った。この場でアーデナウアーは「世界を包括する両権力ブロック間で近年発展してきた危険な緊張関係は、朝鮮において生じ、朝鮮をめぐって生じている〔朝鮮戦争という〕出来事によって〔もなお〕、〔未だに〕ドイツ人一人一人にとって十分には決して明らかになっていない」と開口一番に言明した。アーデナウアーによれば既に「我々ドイツ人、鉄のカーテンのこなたとかなたにいる我々ドイツ人全体にとって、その最初の危険信号は東側占領地区〔ドイツ〕でのソ連軍の増強であり、東側占領地区〔ドイツ〕での人民警察軍の創設であり、ソ連占領地区共和国〔DDRを指す〕の責任者が我々に向けて発した威嚇の言葉であった」。アーデナウアーはかような危機に直面して西側占領三箇国〔軍〕は単なる占領駐留軍ではなくして、ドイツ連邦共和国とベルリン西側地区の防衛を確保する任務をも同時に課せられているという、一九五〇年九月一二日から一八日に開催された西側占領三箇国のニューヨーク外相会議の声明文を引用して、この声明を支持することの重要性を強調した。この結果、西側同盟国がドイツに配備し朝鮮戦争の影響の下で増強することを余蘊なくされた軍隊は、もはや占領軍ではなくして安全保障上必要不可欠な軍隊(Sicherheitsstruppen)になったという認識を明らかにした。したがってアーデナウアーは外国軍が駐留していることから生じる煩わしさは、安全保障上の恩義に照らして甘受すべきものとなったと解釈した。最後に彼は以下のような見解を表明して、再軍備が必要な状況にあることを指摘し国民の奮起を促した。すなわち「我々ドイツ人は何物にも増して平和を愛する。しかし我々は隷属するということが何を意味するかを知らず、自由が最高の財産であることをも知っている。我々はナチ時代の経験と我々の兄弟姉妹にソ連占領地区〔ドイツ〕で降り懸かっている災いから隷属が何であるかを知っている。我々ドイツ人——鉄のカーテンの向こう側のドイツ人をも含めて私は言おうと思うのだが——は誠心誠意、自由を表明する陣営にくみしており、我々は決して隷属状態には陥りたくないと思つて

いる。『生命を手に入れるように自由を手に入れたと思う者のみが、日々自由を必ずや獲得するのである』というゲーテの言葉は、すべての人にとって当てはまるものであり我々「ドイツ人」にも当てはまるのである』と。

この演説が行われる直前の一九五〇年一〇月九日に連邦内相 G・W・ハイネマン (Gustav W. Heinemann) は、安全保障問題におけるアーデナウアーとの見解の相違の故に連邦内相の職を辞した⁽¹²⁾。ハイネマンは従来から徹底した反共主義者として知られ、元々連邦議会議員でなかったにもかかわらずアーデナウアーのたつての希望によって連邦内相に抜擢された⁽¹⁴⁾という経緯のある政治家であった。それ故にアーデナウアーにしてみれば飼犬に手を噛まれた心境であったと推察される。

一九五〇年一〇月一三日にハイネマン前連邦内相はドイツの安全保障政策に関する覚書きを表明した。アーデナウアーのラジオ演説の二日後のことである。この覚書きの冒頭でハイネマンは「国内における革命謀議に対して治安を維持し、また国外からの攻撃に対する安全保障のために備えをなすことはあらゆる国民の関心事である」と治安・国防政策の必要性を認めた。しかし、一九五〇年現在の現状の下では「国内的革命謀議に対する治安維持について我々「ドイツ人」は自ら斟酌しなければならない」のに対して、「国外からの攻撃に対する安全保障は我々「ドイツ人」の管轄権の外にあり占領国の領分である」と主張して譲らなかつた。ハイネマンの意図は、「ドイツ軍を創設することは、我々が社会を形成するにあたっての可能性に対する重い負担を意味し、また「戦争という重荷に耐える見込みがない場合には戦争に巻き込まれるべきではない」という単純な主旨の『新約聖書』の「ルカ伝福音書」一四章三一節以下の教え⁽¹⁵⁾に基づいて、国内において「東部旧領土からの追放・逃亡者、傷痍軍人、住むべき家のない人々、社会保障年金受給者、若年者などの我が国の国民一人一人に対して、日々当然必要な食糧を与えることもままた

らない」現状の下で、国防の任務を負担するならばかかる状態を悪化せしめるであろうという、経済的理由を主とする国防任務占領軍全面依存論であった。

一國の王が他國と敵對關係に陥り戰闘を交える蓋然性が高い時に、味方に一万人の兵力があり二万人の敵方に対抗できないならば、戦端が開かれるよりもかなり前に敵方に対して和議を申し出よという新約聖書のこの箇所の兵法は、「自分の力にあまる敵方」に対する対処法を教えている。ハイネマンはこの時ソ連陣營が西側陣營の二倍の兵力を持っていると指摘した訳ではなく、「我々は自己を防衛することができなければならぬ」という単純な命題が満足に達成できない以上、むしろ徹底して和議を追求した方が得策ではないかという、一つの政策上の代替案を提示したのである。その背景には、ドイツの再軍備がフランスで著しい不信感を生ぜしめたとするならば、ましてヒトラーの粗暴さを甘受した苦々しい体験の記憶が今だに生々しく残っているロシアにおいて、いかなる対独感情がロシア国民の中に醸し出される虞があるか想像に絶するのではないかと⁽¹⁷⁾という憂慮の念に基づき、アーテナウアーの再軍備一辺倒の考えとは距離を置いた別の観点が存在していたのである。

もとよりハイネマンの理論には現実性が少なからず欠けていると批判される余地があるかもしれない。しかし本稿が敢えてハイネマンの論理を詳述しているのは、再軍備をするにしても(ソ連の軍備増強の事実と差し迫ったソ連赤軍の侵略の意図を想定せざるをえないという危惧の故に)、やむをえず他に取る道がないという状況に追い込まれたことを明示するために、そこに至る過程において紆余曲折を経ていることを示す必要性を認めたからである。もしハイネマンら反対者が一人も存在せずに、全員一致で再軍備政策に直ちに邁進したとするならば、ドイツ人はかくも好戦的な民族であったのかという汚点を歴史に残すことになったかもしれないと思う。

ハイネマンは、なるほど「ドイツという国をめぐって世界の大国が協調（融和）を計り、ドイツについて国連が主導権を握った解決を勘案することは、現状においては非現実的（irreal）である」と認めた。しかし、「将来においても非現実的であり続けると誰も断言できず」、未だに「平和的解決の機会そのものが失われた訳ではない」ことは重要な視点であるとして、平和的解決こそが「生存という利害（Lebensinteresse）」にとつて極めて重要なぜひとも取られるべき選択肢であると強調した。もとよりロシアとその衛星国家群の側から常にドイツが戦場とされることもありうるという危険性を否定することはできなかったけれども、万一、我々〔西〕ドイツ国民自らが（東）ドイツ国民に先んじて⁽¹⁸⁾軍備増強に手を染めるならば、自国を自らの手で戦場とすることを正当化することになりかねないという憂慮をハイネマンはこの時に言明した。⁽¹⁹⁾

現実に東西の軍事ブロックのはさまで戦争が朝鮮半島を舞台として起きたという緊急事態の下で、アーデナウアーのように軍備を増強して明日起きるかもしれない戦争の蓋然性に備えるべきか、あるいはハイネマンのように軍備増強によって緊張が増幅されることへの懸念から軍拡競争に加わることを、言わば「自国の安全を犠牲にしても」差し控えるべきであったかは、歴史の審判を待つほかはない。しかし、西ドイツ国民が一貫してアーデナウアー政権を選挙という公の手続きを通じて支持し続けたことは、否定しえない厳然たる事実であった。

「自国の安全を犠牲にしても」和議をハイネマンが追求していた訳ではないとする主張の余地も存在する。すなわちハイネマンによれば、共産主義者は資本主義は必然的に遅かれ早かれ危機に陥り自ら崩壊して、共産主義革命が戦争という手段を取らずに生じると誤って信じている以上、万一このマルクスの説く学説に従うならば、共産主義者は本来革命家（Revolutionär）であったとしても戦争遂行者（Krieger）⁽²⁰⁾ではないという視点が存在する。この論

理を信じうるならば、なるほどハイネマンの考えに同調できるであろう。しかしドイツ人の多数派は、戦争が朝鮮半島と同じくドイツでも起きるかもしれないという、アーデナウアーのラジオ演説中の危機感をより深刻に受け止めたのであった。

ハイネマン連邦内相(CDU)が、再軍備政策を執るといふ連邦首相の専権事項である「一般政治の方針(Die Richtlinien der Politik)決定権」(基本法六五条一文)に、反論を加えて辞職願いを届けた時、アーデナウアーは形式上CDUの連邦レベルでの党首に、一九五〇年一〇月二〇日から二二日にゴスラー(Goslar)で開催された第一回CDU連邦党大会で選出される直前であった。したがって元々連邦主義的で州ごとの独立性の強かったCDU党内の情勢も、一〇〇%アーデナウアー支持で固まっていた訳ではなかった。このことはCDU連邦副党首(党内ナンバー12)に、東西ドイツの融和を強く主張するJ・カイザー(Jacob Kaiser)元ベルリンCDU党首が選出されたことから明らかである。これらの経緯を、極めて厳しい対ソ路線が明確に連邦レベルの政策上および人事面で既に確定していたSPDと比較するならば、結党から五年余りを経たにすぎないCDUの支持基盤の実態の一端を垣間見ることができよう。

ここで繰り返されたハイネマンとアーデナウアーの激しい対決は、後にハイネマンが一九五七年五月にSPDに入党して、連邦法相(一九六六年から一九六九年在職)を経て、第三代連邦大統領に選出(一九六九年から一九七〇年在職)されるに際しても、好ましからぬ連邦大統領候補と目される原因となった。それにもかかわらず、ハイネマン自身はアーデナウアーを常に「大人物(Mordster!)とみなして」と回顧している。両雄の間には反ナチス抵抗運動への関与(ハイネマン)ないし秘密国家警察(Gestapo)による逮捕・在監(アーデナウアー)という戦時中

の共通した苦々しい体験という一致点があった。こういった筋金入りの頑固一徹さを持つ者同志が、この時衝突し火花を散らしたと言えよう。二人は古き良き時代の政治家であった。

d. T・デーラーの懸念

連立与党FDPのT・デーラー(Thomas Dehler)連邦法相(一九四九年から一九五三年一〇月まで在職)も再軍備に対して著しい懸念を持っていた⁽³¹⁾。しかしデーラーは連立政権内にとどまってアーデナウアーに抵抗した点でハイネマンの事例とは異なっていた。元来FDP党内で、デーラーは実力者の一人であった。ボン基本法の制定過程においては、CDU一名、SPD一名、FDP一名計三名で構成され、強力な権限を行使した一般起草編纂委員会のメンバーとして、デーラーは最終的な条文の文言確定作業に従事した。デーラーは一九五四年にFDP連邦党首に選出されて一九六〇年まで在任し、また一九六〇年から一九六七年に逝去するまで連邦議会副議長に在職している。デーラーは相対する政党内で対立点を調整し仲介の労を取ることにはけた政治家であった⁽³²⁾。それ故に民主政治における妥協作りにデーラーは貢献した。この点でデーラーの再軍備に関する懸念は、アーデナウアーに対して反旗を翻して国外へ離反するには至らなかったのである。とはいえ、デーラーがFDP連邦党首に在任していた一九五六年一〇月一六日のアーデナウアー政権の内閣改造⁽³³⁾によってFDPは内閣を離れ、一九六一年に再び連立政権に加わるまで野党としての道を歩むことになった。この野党としてのFDPの時期はデーラーのFDP連邦党首在任期とはほぼ重複する。この点を勘案すると、なるほど政策におけるアーデナウアーとデーラーの相違は確かに存在していた。しかしハイネマンのような華々しい反乱劇を演じることはなく、両者の関係は簡素な政策論議に焦点があったと思う。

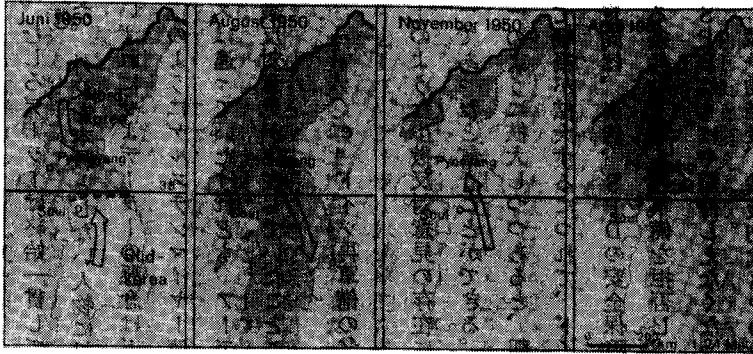
デーラーを対外的な外交術にたけた政治家とみなすのは正しくないとF・ヘニング(Friedrich Henning)は見ている。むしろデーラーは終始一貫して国内政治に長じており、まさしく内政においてデーラーの守備範囲は極めて広かった。⁽³⁶⁾ 外交を本職としない人物に對ソ政策を語らせ、再軍備問題を俎上にのぼさしめることの方にこそ無理がある。いずれにせよデーラーの懸念はドイツ国内の再軍備に対する不安と反作用を示すパロメーターの一つであった。以上のようにゲルステンマイヤー連邦議会外務委員長、ハイネマン連邦内相、デーラー連邦法相は、それぞれニュアンスは違っていたけれども、アーデナウアーの再軍備路線に対して連立政権与党の側から異論を唱えた。このよう
 少数反対意見が存在していたことこそが、西側デモクラシーの適正さを示すものであると筆者は信じている。

e. ドイツ再軍備の父としての朝鮮戦争

以上のような少数反対意見の存在にもかかわらず、しかしながら、朝鮮戦争は「ドイツ再軍備(Wiederaufrüstung)の父」⁽³⁶⁾であったと言えることができる。「ドイツ再軍備(Wiederaufrüstung)」という考え⁽³⁷⁾が西側連合国の中で「油のしみ」のように拡大しつつあると、朝鮮戦争勃発直後に既にP・セテ(Paul Sethe)は記していた。⁽³⁷⁾そして、朝鮮において戦構が拡大するにつれて、ドイツの軍事的潜在能力を西側の防衛のために動員すべしというアメリカ合衆国の強い意向は、当然、SPDの安全保障政策上の立場に著しい後退を及ぼさずにはおかなかった。その結果として、いかなる条件の下でも再軍備を拒否し、あらゆる手段を用いても再軍備に抵抗するという、朝鮮戦争勃発以前の行動様式をSPDはもはや堅持しえなくなった。⁽³⁸⁾

朝鮮戦争勃発後、戦後初代SPD党首K・シューマッハー(Kurt Schumacher)にとって、一方においてドイツ

図1 朝鮮戦争の経緯

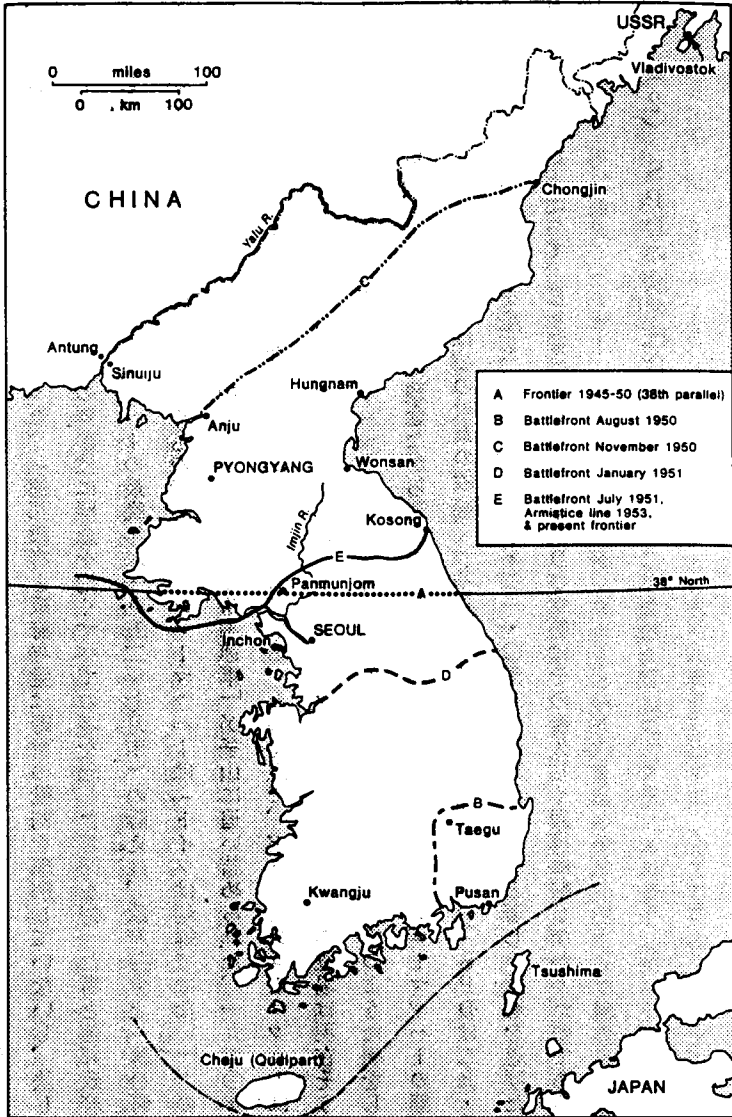


本図はEbeling/Birkenfeld, a.a.O. (Anm. 1-III), S.207による。

を共産主義世界に抵抗する闘いにおける同権的パートナーとして認め、他方においてドイツの再統一を口先で唱えるだけではなく、あらゆる方策を利用して追求されるべき(死活的)目的であるとする、二つの側面の矛盾なき同調を期待することは不可能となりつつあった。この戦争は全ドイツ国家を武装中立国ないし非武装中立国として想定することさえも画餅とならしめた。その後、西側との統合と一定限度のドイツ再軍備が進展した結果として、SPDはドイツ再統一の機会が失われつつあることを認め、欧州の現状維持ひいてはドイツの分裂を承認せざるをえなくなった。⁽³⁹⁾かくしてシューマツハーが至上の目的とした再統一は、朝鮮戦争を境として政治の表舞台から久しく消えることになるのである。

シューマツハーの晩年において、ドイツの再統一という夢は、西ドイツ政界においては一つのタブーでさえあった。⁽⁴⁰⁾とりわけ、国連の監視の下で全ドイツレベルで選挙を行い、中立国家としてドイツはスタートするべきであるという、朝鮮戦争で一応戦禍が終息しつつある——朝鮮戦争は図1および図2が示す通りに一九五一年四月頃から休戦を事実上迎える一九五三年六月まで膠着状態にあった。(正式の休戦協定調印は、一九五三年七月二十七日。)なお、朝鮮戦争休戦交渉は一九五一年六月か

図2 朝鮮戦争の前線の推移



本図は Andrew Boyd, *An Atlas of World Affairs*, 9th ed., Routledge, 1991, p.173 による。

ら米ソ間で始まっていた。——が、未だに休戦を迎えていない一九五二年四月二五日の段階でのシューマツハーの提案は、いささか猪突猛進の観を免れなかった。「連邦政府と政府与党は野党の役割を理解していないし、決して理解しようともしていない。むしろ連邦政府の無謬性に疑念を抱くすべての者を悪しき意図を持った者と連邦政府と政府与党はみなしている」とする、シューマツハーの最晩年（一九五二年七月末）の訴えは、政府与党と「議会野党」たるSPDの安全保障上の著しい相違に基づくものであった。シューマツハーは「ドイツは朝鮮ではない」との立場を朝鮮戦争で韓国軍とアメリカ合衆国軍を中心とする「いわゆる国連軍」が釜山に追い詰められた、一九五〇年八月二三日に表明していた。しかし、現に戦乱で人々が傷つき倒れている、この時点で、どうしてシューマツハーは「支配者層の過誤が例えば中国や朝鮮でなかったとするならば、ソ連・ロシア（Sowjetrußland）の立場は現在そうであるところの立場とは異なっていたであろう」（一九五〇年九月一七日の演説）と述べて、他人事のような顔をして傍観することができたのか、筆者にとっては残念ながら理解に苦しむものである。このようなシューマツハーの態度、むしろ事物に即して（sachlich）言えば彼の政策の故に、一九五三年九月六日の連邦議会選挙でSPDは二九・二%から二八・八%へと得票率の下落を呈し、この選挙で得票率三一・〇%から四五・二%へと著しい躍進を遂げた与党第一党CDU/CSUと比べて、じり貧傾向を示したSPDの党勢はその後久しく回復に転じなかったのである。

(2) SPDの欧州統合政策

一九五三年五月に公刊された『SPD政策便覧』の中でF・エアレル(Fritz Erler)が「小欧州」の項目において

述べているところによれば、欧州はソ連の政策によって既に二つの部分、すなわち自由な欧州と（ソ連に）隷属した欧州に分割されていた。SPDはそれ故に、ドイツ再統一を危殆に瀕せしめずに、全ての自由な欧州を可能な限り密接な共同体へと結合する努力を行っていたのであった。この構想に対して、フランスが着手した「小欧州」構想に基づく政策は、仏、伊、西独、ベルギー、オランダ、ルクセンブルクという六箇国の大陸諸国のみで構成される、欧州石炭鉄鋼共同体（Montanunion : Europäische Gemeinschaft für Kohl und Stahl）や欧州防衛共同体（EVG : Europäische Verteidigungsgemeinschaft）の試みであった。フリーデナウアーは右の二つの共同体設立にあずかる努力において、キリスト教政党的イニシアティブが、将来の欧州のキリスト教的基盤の保持のために重要であると、既にCDUの出版物の中で公言していた。しかし、これら六箇国の「小欧州」構成国が「政治的カトリック主義」によって強く規定された国家であるというのは、エアレルによれば偶然ではなかった。ただし、カトリック教徒であるフリーデナウアーがその設立に関与したこれらの組織からは、「プロテスタント的で、著しく社会主義的」なスカンジナビア諸国や英国は排除されているからであった。⁽⁴⁶⁾

エアレルによれば、一九五二年五月二七日にパリで調印されたEVG条約に対するSPDの立場の側面は、西ドイツ軍一二師団の編成だけで四百億マルクにおよぶ出費の増大に西ドイツの財政は耐えられないであろうという批判が主体であった。したがって防衛技術論的批判に終始し国防制度そのものへの反論ではなかった。⁽⁴⁷⁾ EVG条約に対するSPDの別の一つの批判点は、一九五三年三月一九日のEVG条約批准に際して連邦議会でE・オルレンハウアー（Erich Ollenhauer）戦後第二代SPD党首が述べたように、「英国、デンマーク、ノルウェーをも含めて」考えるべきである⁽⁴⁸⁾という、SPDの——筆者の命名によれば——「大欧州」構想に由来するものであった。

更にエアレルが一九五三年五月の『SPD政策便覧』の「欧州の統一」という項目で述べているところによれば、欧州が鉄のカーテンによって引き裂かれているが故に、欧州の統一を目指す者は、全ての自由な欧州を統合せねばならない。この全ての欧州——「大欧州」構想——は、例えば英国、スカンジナヴィア諸国やスイスも総じて含まれる欧州経済協力機構(OEEC: Organization for European Economic Cooperation)やOECE加盟国によって一九五〇年に多角的支払いの決済を目的として作られた同盟である欧州決済同盟(EZU: Europäische Zahlungsunion: 一九五八年に欧州通貨協定によって引き継がれた)がそのモデル・ケースとなる。この二つの組織は始めアメリカ合衆国の経済援助を分配するための機構として生まれ、後に全欧州の経済政策機関へと発展したものであった。⁽⁴⁹⁾ 欧州会議参加国は、OECE加盟国のうちスイス、ポルトガル、およびオプザーバーとしての欧州会議参加国であるオーストリア⁽⁵⁰⁾の三箇国を除く、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、英国、北西部区域トリエステ(トリエステ自由國家の南東部区域は一九四七年以降ユーゴ管理で、一九五四年ユーゴ領となり、北西部区域は一九四七年以降英米管理で、一九五七年に伊領となった)、アイルランド、アイスランド、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク、仏、伊、ギリシャ、トルコ、西独の一五箇国(地域)で構成されていた。⁽⁵¹⁾ この欧州会議こそが、エアレルによれば、英国やスカンジナヴィア諸国の参加の下に全欧州の——言わば「大欧州」構想に基づく——経済政策上の更なる発展のための一連の提案を行ってきたのである。これらの提案とは、完全雇用という共通の政策、全欧州の関税同盟を目標とした段階的関税撤廃計画、欧州という国法上(staatsrechtlich)結合した海洋横断的領域の共同開発、考えられる限り高度な水準での欧州の統一的社会立法、人間、商品、資本や情報の自由往来の促進など、一言で言えば全欧州の統一的経済領域の段階的建設であった。このように、英国やスカンジナヴィア諸国をも含めた欧州統合こそが、エアレルによれ

ば「真の前進」であった。このことの証拠の一つは、先に(一九五〇年一月四日付で)欧州会議が制定した(欧州)人権保護協定(Konvention zum Schutze der Menschenrechte und Grundfreiheiten)⁽³²⁾を、英国とスカンジナビア諸国が最初に批准し、西ドイツが次に批准し、この『SPD政策便覧』が記された一九五三年五月の時点では他の諸国は批准していないことであった。更にスカンジナビア諸国のみが既にパスポート携帯とビザ取得義務の撤廃を、フィンランドからアイスランドに至るまで旅行者に対して適用しているとエアレルは指摘した。⁽³³⁾

このようにSPDは言わば「大欧州」構想を追求しており、英国を欧州に含むという意味ではW・チャーチルの「欧州合衆国」と軌を一にしていたのである。

SPD党首シューマッハー(一九五二年八月二〇日逝去)の「欧州合衆国(Die Vereinigten Staaten von Europa)」と英国保守党党首チャーチルの「一種の欧州合衆国(a kind of United States of Europe)」は、見方によっては同名異義語となる。すなわち両者の「欧州合衆国」は近接比較か遠隔比較かという比較の視座⁽³⁴⁾によって異なった結果を呈する。比較する対象の相違性に着目する近接比較(同種の物同士の比較)によれば、両者の世界観上の背景はなるほど社会民主主義と保守主義であり相反するので、異なったものであるとみなされる。しかし反対に、比較する対象の類似性に着目する遠隔比較(異った物同士の比較)によれば、両者は類似しているという結果になる。両者は後者の意味において「軌を一にしている」という主旨で筆者は旧稿⁽³⁵⁾において両者の同一・類似性を評価したのである。

(3) 野党SPDの国防政策——一九六八年まで——

「ボン基本法を制定した議会的審議会」は国防制度に関する法の整備を行わなかった。けだし対外的な緊急事態に対処する権限は占領軍に属し、ドイツ側の処理に委ねられていなかったからである。⁽⁵⁷⁾ただ例外的に原則問題委員会（二名で構成され主に基本権などの条文作成を担当）において、H・v・マンゴルト（Hermann von Mangoldt）委員長（CDU）が作成し、SPD議員団の提案として上程された。⁽⁵⁸⁾「何人もその良心に反して武器をもってする兵役を強制されてはならない」という良心的兵役拒否権を定める条項（四条三項）が、将来における国防制度にも備えていたのである。

内部的緊急事態に対処するにとどまる限定的法制度に終始していたボン基本法が再軍備を行ったのは、一九五四年三月二六日の改正、一九五六年三月一九日の改正、および一九六八年六月二四日のいわゆる「緊急事態憲法（Notstandsverfassung）」の改正によってである。⁽⁵⁹⁾この間、SPDの立場は漸次に変化してきた。

原則としてSPDは、効果的な集団安全保障体制に西ドイツが同権的パートナーとして参加することに賛成していた。しかし、E.V.G条約の批准に際してSPDは、前述した⁽⁶⁰⁾二つの理由に加えて以下の三つの理由に基づいて、この条約が想定する形態と条件の下での西ドイツの軍事的貢献を拒否したのである。

一、この条約は西ドイツの安全を保障しない。またこの条約の根本にある従前の西ドイツ構想は、今だに焦土と化したという運命から「精神的に」解放されていない。「という現実を充分に認識していない」。

二、ドイツが平和的に再統一する可能性にこの条約は弊害をもたらす。

三、この条約は西ドイツに「主権の回復という点で」等しい権利を認めていない。⁽⁶¹⁾
SPDによればドイツが再統一した暁には、再統一したドイツは国連の加盟国として国連の枠組みの中で現存する世界的安全保障体制 (Weitsicherheitssystem) に貢献することになる。しかし、ドイツの国家的統一が再建されない場合には、西ドイツが平和を確保するために行う「自由な世界」の共通の努力に参加するためには、以下の四つの条件が保障されねばならなかった。

- 一、他のすべての当事国と西ドイツが等しい権利 (Gleichberechtigung) を有すること。
- 二、すべての当事国が安全保障という「生存にとっての不可欠な利害 (Lebensinteressen)」のための条件として同等な価値 (Gleichwertigkeit) を有すること。
- 三、ドイツの国家的統一が再建されることを要求するドイツの主張を承認し、西ドイツが自由のうちにドイツの平和的再統一を求める努力を支援することに関して、すべての当事国が明示的に一致すること。
- 四、西ドイツが加盟する条約の上での義務が、自由に選挙された全ドイツレベルでの政府が将来成立した場合に、全ドイツレベルでの政府を拘束せず、かつ、すべての条約はドイツが再統一を行った場合に破棄可能とする条項が保障されること。⁽⁶²⁾

当時、SPD幹部会は西ドイツがドイツの分割によって生じた特別の状況に直面して、確固たる責任感に基づいて、合衆国軍および英国軍と西ドイツ独自の軍事的努力とを結びつけることを主張していた。しかし、そのために執られる安全保障「政策」は欧州大陸レベルの集団安全保障体制のみでは不十分であり、また、西ドイツが将来加盟する地域的安全保障条約は「世界的安全保障体制」を補完し、効果的にするものでなければならないと一九五三年五月

の時点で既にSPDは言明していたのである⁽⁶³⁾。

要するにSPDは東西ドイツの再統一の可能性を否定せず、国連への統一ドイツの加盟を一九五三年五月当時、現実に政策上の方針としたからこそ、EVG条約の批准に反対したのである。このように西ドイツ建国直後の一時期に「SPDは「再統一(Wiedervereinigung)」を掲げて、アーデナウアー連邦政権が主張する「西側との統合(Westintegration)」、「再軍備(Wiederbewaffnung)」および「経済的再建(wirtschaftlicher Wiederaufbau)」——第三のWは私見によればいわゆる「社会的市場経済」体制の確立と解されるが——の三者からなる三W政策に、対抗したと言われているのである。しかしこのような単純な対立の構図だけで、SPDとアーデナウアー政権の政策上の代替関係を正確に示しうるかについて、既に旧稿⁽⁶⁷⁾で疑問を提示したことを付言しておきたいと思う。

更に、「自由」を基調とするSPDの対外政策と「社会主義」の防衛を目的とする東ドイツの対外政策は根本的に異なっていた。すなわち、一九五二年九月二八日のSPD行動綱領は「自由のうちに平和を確保すること」を対外政策の目的とし、「民主的国民の自由な見解」は「東側の全体主義を支援する部隊(Hilfstruppen)」とは全面的であれ部分的であれ関係を有しない」と言明していた⁽⁶⁸⁾。これに対して、東ドイツ建国当初から表面上の政府の人事構成とは別個に、政治の実権を握っていたと言われる、W・ウルブリヒト(Walter Ulbricht) 国家評議会議長(国家元首…一九六〇—一九七三年死去まで在職)が、一九七一年一月二六日に人民議会で発言しているところによると、東ドイツの対外政策は「平和と社会主義に資すること」を目的とし、「ソ連および社会主義諸国との全面的な共同行動と友好関係」が大前提であったのである⁽⁷⁰⁾。

SPDの対外政策上の認識が、DDRやソ連の立場と決定的に相容れないことは、SPDの「冷戦」理解にも表わ

れている。一九五三年五月公開の『SPD政策便覧』によれば、「冷戦とはソ連の拡張政策の戦後において生じた段階に特有の方法であり、冷戦においてソ連は自己の権力ブロックを更に拡大するために、諸国民の間で生じた戦後の混沌、困窮、飢餓、不安定、増大する緊張と平和への切望を悪用している」⁽⁷⁴⁾のであった。したがって、SPDの「冷戦」に関する見解は、米ソ両国が超(軍事)大国であるという物理的な権力状況のみから価値中立的に生じたものではなかった。このようなSPDの反ソの見解は、ドイツ国内で現実に起きた出来事に基づいていた。SPDによれば、「(東側占領地区)ドイツにおける冷戦の第一歩はSPDとKPDの「ソ連軍政府の命令による」強制的統一であり、かくして統一されたSEDをSPD党員の抵抗にもかかわらず西側占領地区でも確立することであった。「幸いにも」この「後者の」⁽⁷⁵⁾試みはSPD党員の抵抗にあい、失敗した」のである。第二に、「全ドイツ領土をソ連の権力の及ぶ範囲に引き入れようという目的のために、ドイツの再統一をソ連が誤って宣伝文句としている」⁽⁷⁶⁾ことを、——CDU/CSU政権はもとより——野党SPDは見逃さなかった。したがってSPDの説く本来の再統一政策と、SEDとソ連の誤った再統一宣伝を区別する必要が一九五三年五月に言及されていたのである。このことは「朝鮮半島における奇襲攻撃を行った後で、いわゆる『平和運動』を起こすことによつて、ソ連の侵略(Agression)から目を転じさせようとする」⁽⁷⁷⁾共産主義陣営の意図に対する、SPDの警告をも含んでいた。第三に、ソ連の「ベルリン侵略(Eroberung)」と名付けられる、一九四八年六月から一九四九年五月に至るベルリン封鎖をSPDは冷戦の原因の一つととらえた。これに対して「自由の砦」となったベルリンをソ連の侵略的(Agressiv)行為から守るために、西側は大空輸作戦を敢行したのである。第四に、ベルリン封鎖によつて自己の拡張という目的を達成できなかったソ連の次なる方策は、ドイツ国内のKPDへの増大する支援であると、SPDは判断していた。このような「野党第一党であり社会主

義政党であるSPD」の厳しい対ソ認識があったからこそ、連邦憲法裁判所は一九五九年八月一七日にKPD違憲判決を下しえたと言えよう。逆言すれば、万一、いかに共産党の理論や主義を憎んでいたとしても、それだけで法的に違憲とすることはできないし、またそうしてもならないのである。具体的なKPDとKPDを支援したソ連の良からぬ行動、すなわちSPDを強制的に吸収合併したり、朝鮮への侵略、西ベルリンの封鎖という事実に基づいて、私見によれば不本意ながら致し方ない最終的手段として、KPDは政界から追放されたのである。したがって、一般的に言うならば、かような著しい「犯罪的」事実 hands 染めていない共産主義政党であるならば、当該政党を違憲にする道理は全く存在しないと見えよう。

b. 一九五九年以降

一九五九年二月一三日から一五日にかけてバート・ゴードスベルクで開催された臨時党大会で採択された、SPDのいわゆるゴードスベルク綱領——一九五九年ゴードスベルク綱領に至るSPDの国防政策現実化路線の推進者は、SPD右派でこの政治戦略を策定したF・エアルルであった。他方SPD左派のH・ヴェーナー(Herbert Wehner)はこの方向転換に一般に言われているよりも本質的には積極的でなかったとH・セール(Hartmut Soell)は分析している⁽⁷⁷⁾。「国防(Landesverteidigung)」の章を設け、「自由で民主的な基本秩序の防衛」を肯定した。但し、連邦共和国が「原子力およびその他の大量殺戮兵器を製造し、使用すること」を直ちに禁止し(言わば非核三原則)、ドイツ統一後、外国軍撤退後に、「緊張緩和・軍備制限監視地帯」に属するドイツでは、当該兵器の「配備」をも禁じた(非核三原則)のである。⁽⁷⁸⁾一九六一年九月の連邦議会選挙でSPDは三六・二%の得票率を得て、三一・八%か

ら四・四名増の躍進を遂げた。このようなSPDの相対的な実力の向上という現実を受けて、この選挙結果に関するCDUの専門家集団の報告書は、SPDを「左の」国民党と認知した。SPD党指導部はCDUが認定したこの概念を借用した。かくしてSPDは急進・民主主義的な労働者の政党から「左の」国民党になったのである。⁽⁷⁹⁾但し、CDUはゴードスベルク綱領をSPDが発表した直後に、SPDを「左の」国民党と認定した訳ではなかった。国民党と呼ばれる資格を有するためには、現実には、現実に国政選挙において有権者国民の相当程度の支持を要し、「野党としての実(効)力」⁽⁸⁰⁾を具備しなければならないことを、この事実は教えている。

SPDが多数の州政府における長年の政権担当⁽⁸¹⁾という実務実績の上に、連邦レベルでも政権担当能力を誇示したのは、一九六六年一二月から一九六九年九月におよぶSPDとCDU/CSUの大連立政権においてのことであった。⁽⁸²⁾大連立内閣への参加に先立って、SPDはいわゆる「緊急事態憲法」の追加改正に同意するための条件を、一九六四年一月のカールスルーエ党大会で提示した。その一〇項目からなる内容は、F・エアレルによれば以下の通りであった。

一、個々の人間の保護が、緊急事態が発生した場合に國家の保護と等しい重要性をもって重視されねばならないということが、構想の支柱 (Gesamtkonzeption) である。

二、内的危険状態に関する政府草案は余分である。……その際に労働争議は緊急規定の下に服しえないことが明らかでなければならない。

三、特定の緊急事態を布告し、特定の法規を適用する各段階の手続きで責任を担うのは議会である。(議会は敵前逃亡してはならない。) 議会が召集されえない時には緊急会議 (Notparlament) が審議能力を持たねばなら

い。

四、このことから政府が「議会の立法行為にとって代わりうる」緊急命令を発令する権利を承認してはならないことが明らかになる。常に野党も所属する審議能力のある議会が存在することになるのであろう。

五、緊急事態に際して、政府は単純に議会の多数派に依拠するだけでなく、すべての民主的勢力を包摂する努力が行われてしかるべきである。

六、動員は政治的決定であって軍事的決定ではないが故に、この点についても議会ないし緊急会議が規定しなければならぬ。

七、連邦「要員・兵員」勤務法 (Bundesleistungsgesetz) や兵役義務法のような現行法規が、連邦政府に防衛の領域における一定の必要不可欠な事項の確定を受権している限りにおいても、議会ないし緊急会議は介入しうるものでなければならぬ。

八、単純多数による乱用を排除するために、上記の決定は三分の二の多数によってのみ下すことができるようにしなければならない。

九、憲法裁判所は緊急事態にあって、いかなる時にも審査能力を持たねばならず、その権限が損失をこうむることがないようにしなければならない。

一〇、女子がその意志に反して軍隊における役務に動員されることを認めない基本法一二条三項を改正する必要はない。この必要は他の方法によって充足されうるものである。⁽⁸³⁾

緊急会議の構想(第三項目から第七項目)は緊急時における文民統制を徹底させたものであり、両院の合同委員会

によって具体化された(基本法五三a条)。また第八項目の特別多数条項は同一一五a条一項に明記された。一方、第一〇項目の主張は拒否されて、武器を持たない役務に女子が徴用されうることになった(同一二a条四項)。他方、第二項目の労働争議権はSPDの主張が認められた(同九条三項)。また第九項目に記されたように、緊急事態下において連邦憲法裁判所は、その機構上の変更が必要な場合には、両院の合同委員会が作成する法律によって自らの職務能力維持に努めることになった(同一一五g条)。⁽⁸⁴⁾

このようにいわゆる「緊急事態憲法」の追加改正にあたっては、第一項目で表明された原則に基づいて、野党SPDの見解が重視され、尊重されて、大幅に書き加えられたと言えるのである。

かくして、大連立政権の下、一九六八年の根本的な再軍備のための憲法改正条項、いわゆる「緊急事態憲法」が五月三〇日の連邦議会における賛成三八四、反対一〇〇、留保一の投票結果⁽⁸⁵⁾によって追加改正された。この時、大連立内閣与党が連邦議会議員四九六名中四四七名(CDU/CSU二四五名、SPD二〇二名)を占めていた(唯一の野党FDP四九名)ので、連邦議会議員の三分の一をもって連邦憲法裁判所に提起されうる、抽象的規範争訟⁽⁸⁶⁾は提訴されなかった。

この第一七次基本法改正——緊急事態憲法の追加——と「信書、郵便および通信の秘密の制限に関する法律」の制定によって、米英仏三箇国が一九五四年のドイツ条約五条二項に従って有していた、非常事態に対処する権限がドイツに返還されたことを、この時連邦副首相兼外相を務めていたW・ブランド(Willy Brandt) SPD党首自らが、一九六八年五月二七日に連邦議会で宣言した。⁽⁸⁷⁾ また、信書、郵便、通信の秘密の制限を定める基本法一〇条一項が、憲法改正の限界(基本法七九条三項)を越えるものではないことを、連邦憲法裁判所は後に追認したのであった。⁽⁸⁸⁾

おわりに

本稿は一九六八年に再軍備がボン基本法上明文化されるまでの、野党SPDと与党内少数者の国防・平和政策を、朝鮮戦争を契機として西ドイツの再軍備路線が確定するまでの時期を中心に分析してきた。再軍備を事実上確定せしめたのは朝鮮戦争と共に生じた冷戦であった。西ドイツという国家が「冷戦の娘であり、NATOの双子の姉妹である」⁽⁸⁹⁾というA・グロッサー(Alfred Grosser)の言葉はこの事実を如実に示している。再軍備が野党SPDにとっても確定するまでの経緯の一つには、一九五一年七月三日にフランクフルト・アム・マイン市で決議され、ソ連のスターリン流の共産主義を「マルクス主義の批判精神に敵対する」「教条主義」と規定し、「国際的共産主義は新たな帝国主義の道具である」と認定して、反共主義を鮮明にした社会主義インターナショナルの宣言⁽⁹⁰⁾という、国際的な反ソ理解の集約的文書も存在した。したがって、SPDの対ソ戦略はこういった諸外国の対ソ理解とも結び付いており、歴史と地理的条件を捨象した「机上の空論」ではなかった。具体的事実に基づいた反ソ再軍備路線が確定するまでには、しかしながら、様々な疑念⁽⁹¹⁾、危惧、懸念、反論、抵抗、憂慮の念、異議、異論が存在した。これらの少数反対意見が存在してはならないと誤って信じるならば、スターリン主義の少数反対意見抑圧という誤謬を繰り返す虞がある。むしろ少数反対意見の存在意義を認め、積極的に異なった考えを持つ者を尊重するだけのゆとりが我々の心の中にあること、すなわち、自由民主制の少数反対意見の自由を重視することこそが、長い目で見れば変化に即応した国政の運営を針れる前提条件となるのではないかと思う。

注

(1) 一九五〇年一〇月二六日に連合軍部隊増強関連問題機関(T・フランク(Theodor Blank)連邦議會議員(CDU)長官)が設立され、一九五五年六月六日に連邦国防省に改組されるまで存続した。一九五二年五月二七日にパリで、ネルクス三箇国、西ドイツ、フランス、イタリアの六箇国外相は欧州防衛共同体(Europäische Verteidigungsgemeinschaft: EVG)条約に調印した。一九五三年三月一九日にドイツ連邦議会は激しい審議の後EVG条約を批准したが、一九五四年八月三〇日にフランス国民議会は三一九対二六四でEVG条約批准を拒否してEVG設立は頓挫した。同年九月二八日から一〇月三日にかけて、EVG加盟六箇国と米英カナダの九箇国はロンドン会議を開催し、米英仏の西側占領三箇国はドイツ占領をできる限り早期に終了する旨を表明した。同年一〇月一九日から二三日にかけて調印されたパリ条約では西ドイツのNATO加盟を支持した。同年一二月二七日から二九日にフランス国民議会は僅差でパリ条約を批准し、一九五五年二月二七日にドイツ連邦議会は明白な多数派によって同条約を批准した。一九五五年五月九日に西ドイツはNATOに加盟した。一九五五年五月五日西ドイツは主権を回復した。

一九五五年六月に志願兵法が成立し、同年一一月に新設されたドイツ国防軍に最初の兵隊が辭令を受け、一九五六年一月に最初の志願兵が入隊して国防軍が再建された。一九五六年三月一九日の国防政策に関する基本法改正によって一般兵役義務が導入されることが決定し、同年七月六日に一般兵役義務法を連邦議会は可決した。黄成CDU/CSU/DFP、反対SPD/GB/BHE、棄権FDPであった。(Cf. T. Eitelw./W. Braker, *PROBTZ: Die BRD, Verlag Pöetz, 2. Aufl., 1985, S. 84, 92, 94, 97-101. Wolf Graf von Baudissin, "Dreißig Jahre Bundeswehr — Licht und Schatten", hrsg. v. Franz H. U. Borkenhagen, Bundeswehr — Demokratie in aller: Streitkräfte im Wandel, J. H. W. Dietz Nachf., 1986, S. 16. Ebeling/Birkenfeld, *Die Reise in die Vergangenheit*, westermann, Bd. 4, 1982, S. 242.)*

なお、一九九〇年一〇月に東西ドイツ統一を期して、兵役期間は当初の一五箇月から二二箇月で減らされた。(Ed. by Brian Hunter, *The Statesman's Year-Book: 1992-1993*, 129th ed., St. Martin's Press, 1992, p. 603 (Germany).) また、ドイツ民主共和国(東ドイツ)における一九六二年の兵役導入当初の兵役期間は、一八箇月(陸軍)、二四箇月(海軍、空軍)であった。(Ed. by John Paxton, *The Statesman's Year-Book: 1990-1991*, 127th ed., The Macmillan Press, 1990, p. 628 (German Democratic Republic).)

- (2) Werner Matz, Art. 4, bearbeitet von Doemming/Füssel/Matz, "Entstehungsgeschichte der Artikel des GG", *Jahrbuch des öffentlichen Rechts der Gegenwart* (JöR), Bd. 1, S. 77. Hans-Heinrich Weichert (Hrsg.), *Theodor-Hauser-Lesebuch*, Rainer Wunderlich Verlag, 1975, S. 251-253.
- (3) Matz, ebd. (Anm. 2-1), S. 77-78.
- (4) 拙稿「ボン基本法における『人間の尊厳』(6)」『早稲田政治公法研究28号』(一九八九年)二六〇—二六二頁。なお、T・ホイスは、ドイツの戦争責任を主體的に認定するために腐心した人物でもある。
- ヴァイマル共和国が一九二二年にその国歌として採用した旧国歌は、「Deutschland, Deutschland über alles」で始まる詩人フアラースレーベン(Hoffmann von Fallersleben)の作詞によっていた。一八四一年八月二十六日に彼がこの詩を作詞した時に、人々は「自由思想に基づくドイツ統一運動および立憲主義の運動の抑圧」の役目を果たした「ドイツ同盟(一八一五—一八六六年)」の支配下であった。(山田成『ドイツ近代憲法史』(東大出版会・一九六三年)一一頁。)かかる状況下で、フアラースレーベンは、祖国の解体を悲しんでその統一を願ってこの国歌を作った。したがってその愛国心は抑圧に対する抵抗に主眼点があった。しかしこの歌詞は、ナチス・ドイツの下で他民族を支配し、その人権を蹂躪する「世界に冠たるドイツ」という、帝国主義的侵略を肯定する意味に読みかえられ、ナチスの党歌が歌われた後に引き続いて、至るところで歌われた。その結果、敗戦後、占領下のドイツでこの旧国歌は歌うことを禁止されるに至ったのである。西ドイツが独立を回復した後に、旧国歌の復活を目指すアーデナウアー連邦首相と、新国歌の制定を主張するホイス連邦大統領との間で論争が起こった。一旦はホイスの主張に従って、一九五〇年に新国歌が作られたが、新国歌の人氣はさっぱり上がらなかつた。ここに至って両雄の間で妥協が成立し、「統一、権利、自由」で始まる旧国歌の三番の歌詞だけを公の場所であらう条件の下で、旧国歌の復活が認められたのである。(岩野英夫「西ドイツの国旗と国歌」『季刊・永世中立』(54)(第一六四号)』(田畑忍方憲法研究所・一九八九年)九頁。)
- (5) Matz, a. a. O. (Anm. 2-1), S. 78.
- (6) SPD, "Richtlinien für den Aufbau der Deutschen Republik, 29. 6.-2. 7. 1947, Art. B, Abs. 5", hrsg. v. O. K. Fleckheim, *Dokumente zur Parteipolitischen Entwicklung in Deutschland seit 1945*, Dokumenten-Verlag Dr. Herbert Wenzler & Co., 1963, Bd. 3, S. 32. *Protokoll des SPD-Parteitagess Nürnberg 1947*, J. H. W. Dietz Nachf., 1976, S. 226.

- (7) Hrg. v. Albert Wucher, *Wie kam es zur Bundesrepublik?*, Hender-Bücherei, 1968, S. 164-165.
- (8) Ulrich Buczyowski, *Kurt Schwacher und die deutsche Frage*, Seewald, 1973, S. 80.
- (9) A. Baring, Außenpolitik in Adenauers Kanzlerdemokratie. Bonn Beitrag zur Europäischen Verteidigungsgemeinschaft, München-Wien 1969, S. 413. H.-P. Schwarz, Die Ära Adenauer. Gründerjahre der Republik, 1949-1957, Stuttgart-Wiesbaden 1981, S. 109f., in: Hans Karl Rupp, *Politische Geschichte der BRD*, Kohlhammer, 2. Aufl., 1982, S. 131. H. K. ロット著『東谷漢語訳』現代ドイツ政治史(有斐閣・一九八六年)一九四頁。
- (10) Ellwein/Bruder, a. a. O. (Anm. 1-1), S. 82.
- (11) Bearbeitet v. Klaus Hohfeld, *Dokumente der Deutschen Politik und Geschichte von 1848 bis zur Gegenwart*, Dokumenten-Verl. Dr. Herbert Wendler & Co., o. J., Bd. 6, S. 540-542.
- (12) Ebd. (Anm. 11), S. 542, Anm. 1.
- (13) Hrg. v. Diether Koch, *Gustav W. Heinemann: Glaubensfreiheit-Bürgerfreiheit: Reden und Aufsätze zu Kirche-Staat-Gesellschaft, 1946-1976*, Reden und Schriften Bd. 2, Suhrkamp, 1976, 1. Aufl., S. 20. この題名は「キリスト教マルクス主義の中でのキリスト教的特質を認めるキリスト教反共主義者の一人であった点で、フリーナウマーと一致した。フリーナウマーのキリスト教主義者としての立場を批判して」は、拙著『戦後のARDの出版状況に関する一考察』、『早稲田社会科学研究所』(一九九一年)二二五—二二九頁参照。
- (14) Helmut Lindemann, *Gustav Heinemann: Ein Leben für die Demokratie*, Knaul-Verl., 1978, S. 66. 以下キートンの『戦後の問題』(1977)に、拙著「ドイツ共産党共産国と共産主義の敗北——戦後の東独相対勢力をめぐって——」、『早稲田社会科学研究所』(一九八九年)一〇四—一〇五頁参照。
- (15) Nach der Übersetzung Martin Luthers, *Die Bibel*, Deutsche Bibelgesellschaft, 1985, S. 94 (Lukas 14, 31-32). 漢文虎三郎『福音書』(岩波文庫・一九八〇年)二三四頁。
- (16) Hohfeld, a. a. O. (Anm. 11), S. 544.
- (17) Hohfeld, ebd. (Anm. 11), S. 545.
- (18) 拙(一)『戦後のARD』三巻三巻参照。

- (61) Hohlfeld, a. a. O. (Anm. 11), S. 542-546 (542, 544-545).
- (62) Hohlfeld, ebd. (Anm. 11), S. 545.
- (12) O. K. Flechtheim, a. a. O. (Anm. 6-1), 1962, Bd. 1, S. 18. Hrsg. v. CDU Deutschlands, *Erster Parteitag der CDU Deutschlands, Goslar, 20.-22. 10. 1950*, Druck: Heinrich Berlebach, S. 24.
- (22) 注目すべき点は、CDUは一九四九年連邦議会選挙では統一した「連邦レベルでの政党」としての組織を持たずに選挙戦を戦ったことである。(Flechtheim, a. a. O. (Anm. 6-1), Bd. 1, S. 2.) この事実の背景には、国政を担当する政党が連邦主義的に組織される場合に始めて、連邦制という国家制度も健全に機能しようという確信が存在した。換言すれば、単に州CDU政党組織連合体制の情性的な影響力の下、州CDU連合のまま第一回連邦議会選挙に突入したということは事実には反している。すなわち、CDUは「すべての他のドイツの政党とは対照的に本質的に連邦主義的な政党」であり、連邦レベルでの幹部会が設立された後も「本質的に連邦主義的な政党」であり続けたと、J・グロス (Johann & Gross) は分析している。(Flechtheim, ebd. (6-1), Bd. 1, S. 18-19.)
- (23) 拙稿「ボン基本法における『人間の尊厳』(3)」「早稲田政治公法研究25号」(一九八八年)二三九—二四二頁。
- (24) 拙稿、注(13—11)前掲論文、一〇三—一九頁。
- (25) 拙稿「政権交代のある民主国家における野党観」『早稲田社会科学研究所43号』(一九九一年)五九頁。
- (26) CDUは連邦各地で一九四五年六月から一九四六年一月にかけて様々な名称の下、その結党声明を明らかにしている。拙稿、注(23)前掲論文、二三八—二六一頁。
- (27) Gustav W. Heinemann, *Plädoyer für den Rechtsstaat*, C. F. Müller, 1969, S. 1-8 (Vorwort v. Rolf Zündel).
- (28) *Der Spiegel*, 12. 7. 1976, S. 31.
- (29) ハイネマンの反ナチ教会闘争との関わりについては、拙稿「ボン基本法における『人間の尊厳』(2)」「早稲田政治公法研究24号」(一九八八年)一四八—一六二頁参照。
- (30) アーデナウアーの戦時中の在監については、拙稿「ボン基本法における『人間の尊厳』(1)」「早稲田政治公法研究23号」(一九八七年)二〇五—二〇八頁参照。
- (31) Hagen Rudolph, *Die verfassungsrechtliche Chancen, Siegen, 1. Aufl., 1979, S. 340.*

- (23) Hermann von Mangoldt, *Das Bonner Grundgesetz*, Franz Vahlen GmbH, 1953, 1. Aufl., S. 12-13. H・ン・ン
 ント著「小林昭三氏『ドイツ連邦共和国基本法制定の経緯』(憲法調査会事務局・一九五八年)二三―三四頁。
- (23) Friedrich Henning, "Thomas Dehler. Ein streitbarer liberaler Demokrat", hrsg. v. Claus Hinrich Casdorff, *Demokratien: Profile unserer Republik*, Athenäum, 1983, S. 88-97 (92).
- (24) 大西健夫編『現代ドイツの政治と行政』(三修社・一九八二年)九二頁。表○(A・ユ・ハヤ(Eckhard Jesse)著「渡辺重雄訳」)。
- (25) Henning, a. a. O. (Anm. 33), S. 96. ト・ケーラーは第一立法権(一九四九―五三年)とそれら連邦議会の二八二回の本会議議決案とを「一回の国防・平和政策として言及しなかった。彼がこれらの憲法条項としての意義と結果を扱った『ドイツ』(Deutscher Bundestag, *Verhandlungen des Deutschen Bundestages*, 1. Wahlperiode, Stenographische Berichte, S. 1-14285; : 217) Deutscher Bundestag 217)」
- (26) Herbert von Borch, *Friede trotz Kriege*, München 1966, S. 19 in: U. Buczykowski, a. a. O. (Anm. 8), S. 76. 田中では「ドイツの憲法制定の経緯とドイツ連邦議会の議決案を扱った」(Nozomu Shimizu, "Die Entwicklung der Japanische Verfassung seit 1946" *Die Öffentliche Verwaltung*, 1962, S. 401-408 (403).)
- (27) Paul Seithe, "Man muß für alles bezahlen", *Frankfurter Allgemeine Zeitung* vom 14. 7. 1960 in: Buczykowski, a. a. O. (Anm. 8), S. 76, 189, Anm. 2.
- (28) Buczykowski, a. a. O. (Anm. 8), S. 76.
- (28) Cf. Ebd. (Anm. 8), S. 76-77.
- (29) Hrg. v. Willy Albrecht, *Kurt Schwmacher: Reden-Schriften-Korrespondenzen 1945-1952*, J. H. W. Dietz Nachf., 1985, S. 198.
- (14) Albrecht, a. a. O. (Anm. 40), S. 961-963.
- (24) Ebd. (Anm. 40), S. 1011.
- (24) Ebd. (Anm. 40), S. 830.
- (27) Ebd. (Anm. 40), S. 837.

- (47) *Maktatlas 1967/68*, Höller u. Zwick, 1988, S. 33, 37.
- (48) Hrg. v. Vorstand der SPD, *Handbuch sozialdemokratischer Politik*, AZ-Druck, 1953, S. 114 (Klein-Europa: von Fritz Eler).
- (49) Vorstand der SPD, ebd. (Anm. 46), S. 55-56(56) (EVG-Vertrag: von F. Eler).
- (50) Deutscher Bundestag, 19. 3. 1953, S. 12327 (C): Erich Ollenhauer, in: Udo F. Löwke, *Die SPD und die Wehrfrage 1940 bis 1955*, Neue Gesellschaft GmbH, 1976, S. 171-172 (Anhang C-7).
- (51) Vorstand der SPD, a. a. O. (Anm. 46), S. 52 (Europäische Einheit: von F. Eler).
- (52) Ebd. (Anm. 46), S. 52 (Europäische Einheit: von F. Eler).
- (53) Ebd. (Anm. 46), S. 12 (OEEC: von Helmut Kalbitzer).
- (54) 『OECDの全文(その後の状況)』 44' Günter Dürig, *Grundgesetz*, dtv, 27. (26. neubearbeitete) Aufl., 1991, S. 101-116. 以下同。
- (55) Vorstand der SPD, a. a. O. (Anm. 46), S. 52-53 (Europäische Einheit: von F. Eler).
- (56) 岡本『「欧州合衆国」の起草と推稿』 社(31)前掲論文 九四—一〇二頁参照。
- (57) Maurice Deverger, *Méthodes de la Science Politique*, Presses Universitaires de France, 1959, pp. 318-321. M・ニエマ・ルシエ著 樋口陽一・深瀬忠一訳『社会科学の諸方法』(勁草書房・一九六八年)三七四—三七七頁。
- (58) 社(54)前掲論文 一〇一—一〇二頁。
- (59) Konrad Hesse, *Grundzüge des Verfassungsrechts der BRD*, C. F. Müller, 16. Aufl., 1988, S. 275, Randnr. 728. M・クニヤ著 岡部・初宿・井口・永田・武永訳『西ドイツ憲法綱要』(日本評論社・一九八三年)三六二頁。
- (60) Matz, a. a. O. (Anm. 2-1), *JöR*, Bd. 1, S. 76.
- (61) 清水望『西ドイツの政治機構』(成文堂・一九六九年)五八九—五九三頁は、これらの改正の経緯を説明している。
- (62) 社(47) (48)相当箇所参照。
- (63) Vorstand der SPD, a. a. O. (Anm. 46), S. 115 (Kollektive Sicherheit: von A. Z.).
- (64) Ebd. (Anm. 61).

(63) Ebd. (Ann. 61).

(64) 一九五三年三月五日にスターリンは死去した。一方、当時のアメリカ合衆国ではマッカーシー旋風がその頂点を迎えていた。かような混沌とした混乱状況の下、SPDは一九五三年九月六日の第二回連邦議会選挙において、「再統一」を争点としてアーデナウアー政権と対峙することになった。

すなわち、一九五三年の連邦議会選挙では、ドイツ連邦共和国(西ドイツ)が「再統一」を犠牲にして、「西側との統合」を敢行することの是非が問題となった。CDU/CSU・FDP・DP連立政権は「欧州の統合(europäische Integration)」に優先順位があり、ソ連の侵略の可能性に備えて一致団結した「反共主義的」戦線を結成することを第一義とするという立場を取った。政府与党によれば、将来の「自由」に選ばれた全ドイツを代表する議会はその同盟関係を規定する条約締結にあたって「自由」を重視し、西側との結束という選択肢をドイツの「再統一」にあたって取るべきであった。それ故にE.V.G条約は、西ドイツが締結したE.V.G条約上の広範囲に及ぶ拘束の下に、「自由」に選ばれた全ドイツ議会と統一ドイツを置いていた。(この点に対するSPDの批判は注(62)相当箇所、第四項目を参照。)アーデナウアー政権の解釈によれば、ソ連は、DDRを「中立国として」放棄するだけでは充分ではなくして、(ポーランドと旧東ドイツの国境である)オーデル・ナイセ線まで西側の軍事体制(Militärsystem)が拡大するのを容認せねばならぬのであった。

これに対してSPDは、東西の軍事プロットを越える条約上の体制(Vertragsystem)を想定し、「自由」に選ばれた全ドイツ議会と統一ドイツは、いずれか一方の側との軍事的同盟関係を編入されるべきではないと主張した。したがってSPDは、ドイツの「再統一」を危殆に瀕せしめる一九五二年五月二十九日のE.V.G条約の締結には警告を発したのである。すなわち、SPDによれば、「CDUの理解する再統一は、ソ連を封じ込めるという前提条件に全占領大國(米、英、仏)が同意する場合のみ可能であった」。それ故に、一九五三年連邦議会選挙でSPDが主要な争点として掲げた選挙標語は、「アーデナウアーの見せかけだけの欧州「統合政策」に対抗する、「真の」ドイツ統一「の建設」を」訴えたのであった。

かかる選挙スローガンに対抗してCDUは、以下のような「再統一」政策に関する四つの「公開」質問状をSPDに対し提起して、政策論争を試みたのである。

一、SPDはそもそも、自由のうちにドイツの再統一を行うことが、自由な世界の民主的勢力との協力関係なくしても可能であると信じているのか。

二、ドイツ連邦共和国政府が選択して執った西側との共同作業、例えば欧州石炭鉄鋼共同体やE.V.G.条約によって実現せしめられた、西側との協力関係以外にいかなる他の可能性をSPDは見い出すのか。

三、SPDはそもそも、ドイツ連邦共和国政府の政策決定によって創設された、感銘深い(eindrucksvoll)世界政治上の連邦共和国の立場が存立しない場合にも、独占領四箇国の交渉と再統一「政策」が進展せしめられるべきであると要求するならば、ソ連はかような見解を受け容れる余地があると信じているのか。

四、SPDはドイツはソ連とも自由な西側の強国群とも共同作業を行うべきではないと解釈しているのか。

右の四項目のうち第二項目については本文においてSPDの立場を詳述した(第二節以下注(64)相当箇所まで参照)。
私見によれば、第一項目と第三項目はSPDの「信念」ないし「信条」、「確信」にかかる問題であり、第四項目はSPDの「解釈」にかかっている。CDUの主張は具体性を欠いている虞がある。万一、イデオロギー論争になれば、ひたすらイデオロギーの連呼が繰り返され、それが宣伝合戦であるということ以上の利益は何ら認められなくなったであろう。この点でCDUがイデオロギー的論争を提起しかけたのは余り賢明だとは言えない。特に「感銘深い」との表現は感情移入の程度が過剰である。やはり当時アメリカ合衆国で吹き荒れたマッカーシズムの影響が西ドイツでも認められたといえよう。

他方、一九五五年に西ドイツがNATOに加盟して「西側との統合」が確立すると、ソ連はそれ以来「再統一」を論題としなくなった。この点についてもD・トーンハルト(Dietrich Thranhardt)は指摘している。以上の点を勘案すると米ソ両超(軍事)大国にはさまれた小国(西)ドイツの当時の状況を察することができると思う。(Dietrich Thranhardt, "Wahlen und Wiedervereinigung: Die Absicherung des Weststaats", Josef Föschepoth(Hrsg.), *Adenauer und die Deutsche Frage*, V&R, 1988, S.250-270(262-264).)

(65) 社会的市場経済については、拙稿「東ドイツとポーランドにおける野党の否定」『早稲田社会科学研究44号』(一九九二年)一一九—一三〇、一四六一—一五一頁参照。

(66) Ebeling/Birkenteid, a. a. O. (Anm. I—III), S.227-228. ユーベリング／ビルケンフェルト著、成瀬治・松俊夫訳『全訳世界の歴史教科書シリーズ15・西ドイツIV』(帝国書院・一九八二年)一八九—一九〇頁。

(67) 拙稿、注(13)(前掲論文、九三頁。なお、CDU/CSU内でも「国家の統一(Reichseinheit)」を犠牲にして西欧との統合を優先させることに疑問を呈する人々がいた。ノルトライン・ヴェストファーレン州首相(一九四七—五六年在職)兼初

- 代連邦参議院議長(一九四九—五〇年在任)のK・ブーノルト(Karl Arnold: CDU)‘ ヴァヘン州副首相兼大蔵相(一九四六—五〇年在任)のW・ホルンネー(Werner Hilpert: CDU)‘ ハンホルン州副首相兼法相(一九四七—五〇年在任)‘ 同州法相(一九五〇—五二年在任)のJ・マラー(Josef Müller: CDU)の三氏‘ および(四)ヘルリンCDUに属する、ヘルリン第三副市长(一九四八—五〇年在任)のH・ノリーチンスムルタ(Ferdinand Friedensburg)‘ 全ドイツ問題担当連邦大臣(一九四九—五七年在任)のJ・カイザー(Jakob Kaiser)‘ 郵便・電信連邦大臣(一九五六—五七年在任)‘ 全ドイツ問題担当連邦大臣(一九五七—六二年在任)‘ 追放・亡命者・戦争被災者担当連邦大臣(一九六四—六六年在任)のE・レーター(Ernst Lemmer)‘ 全ドイツ第三副首相(一九四五—四六年在任)のA・ヘルメス(Andreas Hermes)の四氏‘ 全誌『ドイツ』(Rupp, a. a. O. (Ann. 9-II), S. 57, 58) ‘ ヤナーヤナ頁° Hrg. v. Claus A. Fischer, *Wahlhandbuch für die BRD*, 2Bde., Schönigh, 1990, S. 6, 10, 14, 18-19, 222, 224, 363, 607, 833, 835-836, 839. Pothhoff/Wenzel, *Handbuch politischer Institutionen und Organisationen 1945-1949*, Droste, 1983, S. 82.)
- (68) Vorstand der SPD, a. a. O. (Ann. 46), S. 244-245 (Aktionsprogramm der SPD vom 28. 9. 1952: Außenpolitik).
- (69) Rudolph, a. a. O. (Ann. 31), S. 224.
- (70) *Volkskammer der DDR*, 6. Wahlperiode, 26. 11. 1971, S. 7 (Walter Ulbricht).
- (71) Vorstand der SPD, a. a. O. (Ann. 46), S. 102 (Kalter Krieg: von S. T.).
- (72) Ebd. (Ann. 46), S. 103 (Kalter Krieg: von S. T.).
- (73) Ebd. (Ann. 72).
- (74) Ebd. (Ann. 72).
- (75) Ebd. (Ann. 72).
- (76) BVerfGE 5, 85f..
- (77) Hartmut Soell, *Fritz Erler-Eine politische Biographie*, Bd. 1, J. H. W. Dietz Nachf., 1976, S. 232. *Der Spiegel*, 23. 8. 1976, S. 33-41.
- (78) Hrg. v. R. Kunz u. a., *Programme der politischen Parteien in der Bundesrepublik*, C. H. Beck, 1975, S. 80. 核攻撃をめぐっての二つの異なる政治的戦略とドイツの「推挙」選挙制の党の排斥——一九五八年西ドイツの核戦争をめぐっての野党の困

孫——』『早稲田社会科学研究所』(一九九二年)を参照。

- (79) Theo. Pirker, *Die SPD nach Hitler: Die Geschichte der SPD 1945-1964*, Olle u. Wolter, 1977, S. 317-318.
- (80) 拙稿、注(23)前掲論文、七八—八二頁。
- (81) 拙稿、注(14—17)前掲論文、八四頁、図1。拙稿、注(25)前掲論文、四八—五三頁、表1および表2。
- (82) Helmut Schmidt, *Auf dem Fundament des Godesberger Programms*, Neue Gesellschaft, 1974, 2. Aufl., S. 114.
- (83) Ernst Benda, *Die Notstandsverfassung*, 10. Aufl., Günter Oizog Verl., 1968, S. 65-66. Soell, a. a. O. (Anm. 77-1), Bd. 2, 1976, S. 813-814.
- (84) 采ン著本法の条文(Dürig, a. a. O. (Anm. 52), S. 35-89. 高沢俊義編『世界憲法集』第四版(岩波文庫・一九八三年)一五九—二四〇頁。)を参照。
- (85) 清水、注(23)前掲書、五九二頁。
- (86) 抽象的規範争訟がこのような場合に野党の与党に対する政治的抵抗の手段となる可能性については、拙稿、注(14—17)前掲論文、九一—一〇三頁参照。
- (87) Benda, a. a. O. (Anm. 83), S. 158-159.
- (88) BVerfGE 30, 1f. (17f.).
- (89) Harald Schneider, "Sicherheitspartner: Die Bundeswehr im NATO-Bündnis", Borkenhagen, a. a. O. (Anm. 1-11), S. 60. A. Grosser, *Die BRD. Bilanz einer Entwicklung*, Tübingen 1967, S. 12. in: Rupp, a. a. O. (Anm. 9-II), S. 15, 215. 衆議、一一三頁。
- (90) Flechtheim, a. a. O. (Anm. 6-1), Bd. 3, S. 58-64.
- (91) 注(2)第二文以下を参照。なお、ドイツ陸軍内部には、第二次世界大戦の開戦に反対して陸軍参謀総長の職を辞したL. ヴァンツ(Ludwig Beck)を中心として、E. ヴ・マ・マツナーマン(Erwin v. Witzleben) 陸軍元帥、H. ヴ・マ・クレンツ(Henning v. Treskow) 陸軍小將など、元ライプツィヒ市長C. ゲルデラー(Carl Goerdeler)の下、C. S. マンツェウマンツェルク(C. S. v. Stauffenberg) 大佐が行った、一九四四年七月二〇日のヒトラー暗殺未遂事件に加わった一群の少数反対派(Opposition)が存在した。(拙稿、注(30)前掲論文、一八一—一八六頁。)したがって国防軍内部にもアーデ

ナウアーの単刀直入な再軍備政策に反対しうる、少数反対意見の余地が伝統的に認められていた。このような状況の下で、初代防衛監察委員（防衛オンブズマン）であったV. グロールマン（V. Grollman）元陸軍中将は、「一九五九年度防衛オンブズマン年次報告書の中において、「連邦国防軍を余りに早急に（再）設立することは不利な結果をもたらす」と政治的論評を行っている。しかしながら、このような政治的価値判断は「議会と政府」が行うべきであって、政治的に中立であるべきオンブズマンは行うべきではないと、防衛オンブズマンを管轄する連邦議会防衛委員会はこの報告書に対してその立場を明らかにしている。（Eckart Busch, "Art. 45b", *Dennwitz-Wernicke, Bonser Kommentar(BK)*, 1984, 48. Lieferung, Randnummer 139-140.）

他方、本稿の冒頭で示したT・ホイスの兵役義務擁護論の精神について、一九四六年七月一八日にヴェルテンベルク・バーデン州の州憲法制定会議第二説会において、当時ヴェルテンベルク・バーデン州文相であったホイスは言及している。この席で、憲法学者でもあり、当時ヴェルテンベルク・ホーエンツォレルン州の暫定州首相の職責にあったカルロ・シュミットが作成したヴェルテンベルク・バーデン州憲法草案二四条に、「戦争は政治的手段ではない」と明記されていたことに對して、ホイスは反論して以下のような答弁を行っている。

……この草案には「戦争は政治的手段ではない」と記されています。私は自らに問いました。「自分はこの条項が気に入らないと、本当に公の席で言ったとしてもそれは許されるのだろうか」と。「しかし」私は敢えて言います。クラウゼヴィッツ（Clausewitz）は以下の短言をかつて觸り出しました。

戦争は別の手段で行う政治の延長である、と。

これに對して機知に富み、皮肉を好むクレメンソー（Clemenceau）は以下のように言い変えました。

平和は別の手段で行う戦争の延長である、と。

ところで我々は「今」「戦争は政治的手段ではない」と表明しています。我々はこのことを、極めて多数の諸国民が一般兵役義務を導入し、軍事行動が「良い意味でも悪い意味でも」極めて重要性を高めてきた、この時点で言っているのです。もし他国の人々がこの草案「二四条」を説んだならば、感情的な人々は声高く「ドイツ人はお利口さんになった。ドイツ人は戦争が平和の手段でないことを発見した。ようやくと分別がついてこのことを明らかに習得したのだ」と言うでしょう。また他国の別の人々、現実主義者たち（Realisten）は「君たち「ドイツ人」がそう言ったとしても、大したことを

はない」と言うかもしれません。誤解して欲しくないので付け加えますが、この草案〔二四條〕が述べている言葉の精神 (Eidos) には私も皆さんと同じように共感しているのです。ただ、申し訳ないけれども、何か歴史的に見て文章のセンスがないのではないかと思うのです。私の見解によれば、我々がこの憲法においてこの意味合いで、世界のこの時期に、戦争は政治の手段ではないということを見出したと表明するよりも、「もっと」大切なことは他にもあるのではないかと思うのです。

以上のように、ホイスは少数反対意見としての「慎みをもって」自らの疑義を表明したのである。換言すれば、自分の敵兵制論は正しい、絶対正しい理論、すなわち正論に外ならないと高圧的独善主義に基づいて、蟻螂の斧を振りかざしたのでない。このことに注目したい。自論の限界を知り、少数反対意見であるということを実感して述べたホイスの主張であるが故に、歴史は彼の理論を結果的に受け入れることになったのであらうと思う。なお、同州憲法草案二四條のこの文言は制定された州憲法四七條からは削除されたのであった。(Hrsg. v. Frank R. Pleisch, *Verfassungsreden und Verfassungsentwürfe: Länderverfassungen 1946-1953*, Peter Lang, 1986, S. 5, 22, 356. Ernst R. Huber, *Quellen zum Staatsrecht der Neuzeit*, Dr. M. Matthiesen & Co., 1951, S. 342.)

(付記) 本稿は一九九〇年度、一九九一年度および一九九二年度早稲田大学特定課題研究助成費の成果の一部である。